

2014年の外来生物法改正事項の施行状況

2014（平成26）年に施行された外来生物法改正法に関する対応状況については以下の通りであり、概ね問題なく施行されている。

第一 外来生物の定義の改正

外来生物の定義に、外来生物が交雑することにより生じた生物を含めること。（第二条関係）

→ 法改正以降、8種を指定。

- ・アカゲザル及びタイワンザルとニホンザルの交雫種
- ・ハナガメとニホンイシガメ、ミナミイシガメ及びクサガメの交雫種
- ・ガ一科に属する種どうしの交雫種
- ・かわかます科に属する種どうしの交雫種
- ・ホワイトバス及びストライプバスの交雫種

第二 放出等の禁止の例外

一 特定外来生物に係る特定飼養等施設の外での特定外来生物の放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）の禁止の例外として、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けて放出等をする場合及び防除に係る放出等をする場合を定めること。（第九条及び第九条の二関係）

→ 法改正以降、生態情報の把握等を目的とした申請8件を許可。

北海道管内 アライグマ 4件

沖縄奄美管内 マングース 1件、グリーンアノール2件、タイワンスジオ1件

二 主務大臣は、放出等の許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、当該許可を取り消すことができるものとすること。（第九条の三第二項関係）

→ 令和2年7月現在この条項が適用された事例はない。

三 主務大臣は、主務大臣の認定を受けた者が行う防除を目的とする特定外来生物の放出等が主務大臣が公示した事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収等を命じができるものとすること。（第二十条第三項関係）

→ 令和2年7月現在この条項が適用された事例はない。

第三 措置命令等の対象の拡充

主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等、放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加すること。（第九条の三第一項関係）

→ 令和2年7月現在この条項が適用された事例はない。

第四 所有者等不明の土地への立入り等の手続の整備

主務大臣等は、その職員に土地又は水面への立入り等をさせるための土地所有者等への通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地等の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならないこととし、この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなすこと。

(第十三条第四項関係)

→ 令和2年7月現在、防除の確認を受けた東京都が当該条項を準用した事例が1件報告されている。

第五 輸入品等の検査等の創設

一 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができるものとすること。（第二十四条の二第一項関係）

→ 令和2年7月現在この条項が適用された事例はない。

※ 本条項は通関前に限定されているが、ヒアリが確認されるのは通関後のことが多い。通関後にヒアリが確認された際は、個々の事業者の理解を得て輸入品や倉庫等の確認を行っている。

二 一による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができるものとすること。（第二十四条の二第二項関係）

→ 令和2年7月現在この条項が適用された事例はない。

※ 同上。ヒアリが確認された際には個々の事業者の理解を得て、消毒を行ってもらっている。

三 二による命令の手続及び基準は、主務大臣が主務省令で定めることとともに、その基準を定めるときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及び他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとすること。（第二十四条の三関係）

→ 特定外来生物消毒基準等専門家会合を開催し、植物防疫法の基準を準用して植物に付着して侵入するアリ類について消毒及び廃棄の基準の考え方（案）が策定された。

しかし植防で規定されたもの以外（他の植物、無機物、コンテナ全体等）に対する基準を設定することができていない状況であり、検討が必要である。

四 二による命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができないものとすること。（第二十四条の四関係）

→ 令和2年7月現在この条項が適用された事例はない。

第六 罰則

一 偽りその他不正の手段により特定外来生物の放出等の許可を受けた者等は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。（第三十二条関係）

→ 刑事処分の状況は個々に把握されていない。

二 許可の条件に違反して特定外来生物の放出等をした者等は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。（第三十三条関係）

→ 同上。

三 その他所要の罰則を整備すること。

→ 同上。